

津山市環境活動用品使用要領

(目的)

第1条 この要領は、市民、事業者及び市民団体が行う環境活動に対して、環境活動用品（以下「用品」という。）を活用することにより、本市における環境問題への意識高揚及び環境活動の促進を図ることを目的とする。

(使用ができる者)

第2条 用品を使用することができる者は、環境活動（営利を目的とするものは除く。）を行うもので、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者。
- (4) 市内に存する学校に在学する者。
- (5) その他、市長が特に必要と認める者。

(使用の申請)

第3条 前条に規定する者が用品を使用するときは、環境活動用品使用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、環境活動用品使用許可書（様式第2号）を、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、用品の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、用品の使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認めるとき。
 - (3) 営利を目的とすると認めるとき。
 - (4) 用品の管理上支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 前条の規定により用品の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、用品を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の管理責任)

第6条 使用者は、用品の使用にあたっては、善良な管理者の注意を持って、用品を管理しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、用品をき損、汚損、若しくは滅失させたとき又は用品を紛失したときは、市

長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要領又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手続きにより使用許可を受けたとき。
- (3) 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分によって、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(用品の返還)

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に用品を返還しなければならない。

- (1) 用品の使用期間が終了したとき。
- (2) 前条の規定により、使用許可が取り消されたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(報告書の提出)

第10条 使用者は、用品の使用が終了したときは、環境活動用品使用報告書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

2 使用者は、市長から求めがあったときは、使用状況を確認できる文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録等を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(環境ヒーロー「津山太助となかまたち」啓発用資材使用要領の廃止)

2 環境ヒーロー「津山太助となかまたち」啓発用資材使用要領(平成18年10月5日施行)は、廃止する。

(様式第1号)

年 月 日

環境活動用品使用申請書

津山市長 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

環境活動用品の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する啓発用品	
使 用 の 目 的	
使 用 の 計 画	
備 考	

(様式第2号)

年 月 日

環境活動用品使用許可書

様

津山市長

印

環境活動用品の使用について、次のとおり許可します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する啓発用品	
備 考	

(様式第3号)

年 月 日

環境活動用品使用報告書

津山市長 殿

使用者 住所
名称
代表者氏名

環境活動用品の使用について、次のとおり使用状況を報告します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用した啓発用品	
使 用 の 実 績	
備 考	